

宮城県公報

行 政 官 公 報
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則
○手数料条例施行規則の一部を改正する規則

(人事課) 一
(財政課) 一

ページ

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十三号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条人事課の分掌事務の項第二号中「臨時職員及び非常勤職員」を「非常勤職員、会計年度任用職員及び臨時職員」に改める。

第十三条循環型社会推進課の分掌事務の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 土砂等の埋立て等の規制に関すること。
第十六条農山漁村なりわい課の分掌事務の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同条農業振興課の分掌事務の項中第十八号を第十九号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 農産物を活用した産業の育成に関すること。

第十七条水産林政総務課の分掌事務の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条水産林業政策室の分掌事務の項第一号中「企画」の下に「及び調整」を、「こと」の下に「(水産林政総務課の所管に属するものを除く。)」を加え、同項中第二号を第三号

とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 水産業及び林業の災害対策の総括に関すること。

第十八条都市計画課の分掌事務の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十九条会計課の分掌事務の項に次の一号を加える。

十二 内部統制の推進に関すること。

第二十一条の三中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、水産林政部にあつては、同項第六号に掲げる事務を同部水産林業政策室が分掌するものとする。

第二十二条第一項の表オリンピック・パラリンピック大会推進局長の項中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同条第三項の表雇用推進専門監の項の次に次のように加える。

観光振興専門監	観光課	上司の命を受け、観光振興施策の推進に関する事務を掌理する。
---------	-----	-------------------------------

第二十三条第三項の表土木政策専門監の項の次に次のように加える。

総合治水対策専門監	河川課	上司の命を受け、総合治水対策並びに県管理ダムの建設及び管理に係る企画及び調整に関する事務を掌理する。
-----------	-----	--

第三十二条第六項第一号及び第二号中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第七項第一号中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車税の種別割及び環境性能割並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第二十九条の九第一項の規定により自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う軽自動車税の環境性能割」に改める。

別表第二宮城県固定資産評価審査会の項中(昭和二十五年法律第二百二十六号)を削り、同表中仙塩広域都市計画事業仙台北港背後地土地区画整理審査会の項を削る。

別表第三障害者福祉センターの項中「宮城県身体障害者福祉協会」を「宮城県障がい者福祉協会」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十九条会計課の分掌事務の項の改正規定、第二十三条第一項の表オリンピック・パラリンピック大会推進局長の項の改正規定及び別表第三障害者福祉センターの項の改正規定は、公布の日から施行する。

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十四号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則（平成十二年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。